

機器長期保証約款

「機器長期保証」とは

本保証約款は、保証認定されているお客様に対して、東芝エネルギーシステムズ株式会社(以下「当社」といいます。)が、下記の2条で定める保証事由が生じた場合に、保証認定されている保証対象機器(以下「保証対象機器」といいます。)の無償修理又は代替品の提供を保証するものです(以下「本保証」といいます。)。本保証は、日本国内において販売され、日本国内において使用される当社製住宅用太陽光発電システム(以下「システム」といいます。)にのみ有効です。

1. 保証対象、期間、条件

- (1) 本保証の対象となる機器は、保証対象機器とします。
- (2) 本保証の対象となる期間(以下「保証期間」といいます。)は、ご購入された太陽電池モジュールの型式により異なります。
※保証期間は、表1を参照
- (3) 本保証が適用される条件は、保証対象機器が当社指定の販売店又は工事店によって、当社標準工法に従い設置されたものであること、及び本保証約款に記載の条件を遵守していることとします。
- (4) 据付工事については本保証の対象外となります。
※据付工事に関する保証につきましては、お買い上げの販売店へご確認ください。

2. 保証内容

保証期間内において取扱説明書、本体貼付ラベル等の注意書きに従って保証対象機器が正常にご使用されている状態の下で、下記の(1)又は(2)、(3)の事由(以下「保証事由」といいます。)のいずれかに該当する場合には、保証対象機器である当社製品に限り無償で修理又は保守部品(同一品、代替品又は後継品)との交換(以下「保証修理」といいます。)をさせていただきます。保守部品に交換する場合はその時に供給できる製品(モジュール又は機器)になりますので、仕様や色合いなどが変わる場合があります。修理、交換のいずれの方法とするかは当社の判断といたします。※製造物責任(PL)に関しましては、法律の規定によります。

- (1) 対象機器保証
保証対象機器に故障が生じた場合又は製造上の不具合が発見された場合
- (2) モジュール出力保証(SPR-X**-***, SPR-E**-***, SPR-***NX-WHT-J) 対象モジュール型式は表1を参照
太陽電池モジュールの出力が、JIS C 8918 で規定する性能の条件下において下記の保証値未満になった場合(下回ったモジュールのみ対象)
 - ① 設置完了日から25年間の保証値:下限値(公称最大出力の90%)の90%未満
- (3) モジュール出力保証(上記(2)以外) 対象モジュールの型式は表1を参照
太陽電池モジュールの出力が、JIS C 8918 で規定する性能の条件下において下記の保証値未満になった場合(下回ったモジュールのみ対象)
 - ① 設置完了日から10年間の保証値:下限値(公称最大出力の90%)の90%未満
 - ② 上記①に加え設置完了日から10年経過時から15年経過時までの保証値:下限値(公称最大出力の90%)の85%未満
 - ③ 上記②に加え設置完了日から15年経過時から20年経過時までの保証値:下限値(公称最大出力の90%)の80%未満
 - ④ 上記③に加え設置完了日から25年経過時から25年経過時までの保証値:下限値(公称最大出力の90%)の80%未満
※太陽電池モジュールの出力測定は、当社基準の試験条件、試験方法とします。
- (4) 蓄電池ユニットの充電可能容量が初期容量の60%を下回った場合。

3. 保証の対象外

保証期間内で次の事項に該当する場合は、いずれも本保証の対象外となります

- (1) ご使用上の誤り、当社標準工法に従わない施工、故意又は過失による不適当なシステムの維持管理や不当な修理及び改造、若しくは据付工事起因する場合
- (2) 当社又は当社で定めた販売店、工事店以外で行った点検、修理、改造に起因する場合
- (3) 車両、船舶用等一般住宅以外に使用された場合
- (4) ガスエンジン、風力、燃料電池などのシステム以外の発電装置との組み合わせに起因する場合
- (5) 保証対象機器以外の機器との組み合わせに起因する場合
- (6) 消耗品及びシステム構成機器の性能や構造に影響を及ぼさない経年変化又は通常使用による自然の機械的摩耗・さび・カビ・変質・変色・色調の変化・音・振動・キズ・汚れ・液晶の表示劣化・その他類似の事由によるもので、システムの発電、性能(発電)に影響を与えない場合
- (7) 火災、爆発、戦争、暴動、投石、衝突、物の落下、振動、衝撃、浸水等外来の事故に起因する場合
- (8) 自然災害(落雷、降雪、雪水、雪害等)や天災地変(地震、落雷、台風、風、噴火、津波等)に起因する場合
- (9) 煙害、公害、塩害、温泉地等における大気中の腐食性物質に起因する場合
- (10) 動物(鳥、猫、ネズミ、ヤモリ、虫、等)や植物に起因した故障、損傷、機能が損なわれた場合
- (11) システムを設置した後に設置場所又はその周辺環境の変化(近隣地区への建設物設置や樹木等の成長等による影の影響等)に起因する場合
- (12) 保証期間経過後に申し出があった場合又は保証事由の発生後速やかに申し出がなかった場合
- (13) 保証申請時の所定事項に虚偽がある場合
- (14) 不具合、損傷等を原因として損害保険金、損害賠償金を受取る又は受取られた場合
- (15) 電気事業法で定められた電圧以外の使用環境で使用したことによる故障及び損傷
- (16) お客様又は第三者の故意、過失に起因する場合
- (17) 転売等により所有者変更の手続きを行っていない場合又は当初据付けた場所から移設の場合
- (18) 海岸より飛散した海水が直接かかる地域に設置した場合
- (19) 設置に起因する場合
- (20) 太陽電池モジュールのガラス面又はセルに、発電に影響を与えない色のばらつきがある場合
- (21) 上記の他、当社の責めに帰すべからざる事由に起因する場合

4. お客様の費用負担

次の費用等はいずれもお客様のご負担となります。

- (1) 保証内容にて記載されたもの以外の費用
- (2) 離島又は離島に準ずる遠隔地への出張修理費用
- (3) 保証事由がない場合の点検及び保守費用
- (4) 発電量損失や関連して発生したお客様の損失(電気、水道代、データ損失、売電収入の減少など)
- (5) 保証事由の発生等のお申し出を受けて調べた結果、保証事由がなかった場合の調査・点検・取外し・取付け等の各種作業・輸送の費用

5. 個人情報の使用

- (1) ご提供いただくお客様の個人情報は、本保証に関連する業務に必要な範囲内で利用させていただきます。お客様の個人情報の取扱全般に関しましては、当社の「個人情報保護方針」をご覧ください。
(参照 URL: https://www.toshiba-energy.com/privacy/index_j.htm)
- (2) 当社、お客様よりご提供いただいた個人情報等を保管、使用、処理の上、本保証を提供します。また、上記の目的の為、以下の場合に限り、当社の責任において、株式会社東芝及び東芝グループ会社、委託業者等へお客様の個人情報を提供いたします。
- ① 保証修理に際して当社から株式会社東芝及び東芝グループ会社、委託業者等に個人情報の提供が必要となる場合

6. 免責／不可抗力

- (1) 本保証約款は、保証対象機器に保証事由があった場合にお客様が当社に請求することのできる全てを規定しているものとし、本保証約款に記載の無い事項については一切責任を負いません。また、本保証約款に記載のある内容であっても、当社が本保証約款に基づきお客様に対して負う責任の範囲は、当社の責めに帰すべき事由の直接の結果として生じた通常損害に限るものとし、これに該当しない損害(直接損害、間接損害、逸失利益、売電利益の損失、売電の中断、売電情報の損失等、特別損害、付随的損害、拡大被害、他の機器や部品に対するデータの損失又は損傷、第三者からの賠償請求に基づく損害、身体障害(当該障害に起因する死亡及び怪我を含む)並びに他の財物に生じた損害を含むものとし、これに限られません。)に関しては、製造物責任法その他法令により別の定めがある場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (2) 当社は、地震落雷等の天災地変、火災、戦争、暴動、内乱、政府の行為、労働争議等の当社の合理的支配を超える不可抗力又はその他当社の責に帰すべからざる事由により、本保証約款に基づく業務の提供を遅延又は中断することがありますが、これによりお客様に損害が発生しても一切責任を負わないものとします。

7. 解除

- (1) 当社、お客様が、次のいずれかに該当する場合には、お客様に対する書面による通知をもって、本保証を解除することができます。
 - ① 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること。
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - ④ 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、又はその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ⑥ 詐術、暴力的行為、脅迫的言辞を用いる行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、信用の毀損、業務妨害する行為、その他これらに準ずる行為が認められること。
- (2) 前項の規定による解除が保証事由の発生後になされた場合であっても、前項各号の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した保証事由については、当社は、保証修理を行いません。この場合において、既に保証修理を行っていたときは、当社は、当該保証修理費用相当額の返還を請求することができます。

8. 本保証約款の変更

- (1) 当社は、法令の要請またはサービス提供のために必要がある場合には、本保証約款を変更することがあります。
- (2) 前項に基づき本保証約款を変更する場合には、当社のホームページ(<http://www.toshiba.co.jp/pv/h-solar/>)の掲載その他適切な方法により、変更内容及び変更時期を事前にお客様に周知することとし、これによってお客様は変更内容に同意されたものとみなします。ただし、法令に別段の定めがある場合を除くものとします。

9. その他

- (1) お客様は、本保証にご加入いただいた時点で、本保証約款にご同意いただいたものとします。
- (2) 保証期間経過後の修理などにつきましてお分かりにならない場合は、お買い上げの販売店又はお客様窓口にお問い合わせください。
- (3) 保証事由等の認定等について当社とお客様の間で見解の相違が生じた場合には、当社は、中立的な第三者の意見を求めることができます。また、紛争解決手続きによる解決が妥当と判断される場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。
- (4) 保証対象機器の売買契約が解除された場合は、本保証の対象外となります。その際の取り扱いに関しては、お買い上げの販売店にご相談ください。

太陽電池モジュール型式		Sシリーズ	Sシリーズ Jシリーズ
保証対象機器		SPR-X22-360 SPR-X21-265 SPR-E20-250	SPR-X21-345 SPR-253NX-WHT-J TJM-240PP-WHT-J
太陽電池モジュール	出力保証	出力25年保証(無償) 設置完了日から25年間	
	機器保証	設置完了日から25年間 下限値(公称最大出力の90%)の90%未満	設置完了日から10年間 下限値(公称最大出力の90%)の90%未満 10年経過時から15年経過時: 下限値(公称最大出力の90%)の85%未満 15年経過時から25年経過時: 下限値(公称最大出力の90%)の80%未満
ハイブリッドパワーコンディショナ		機器15年保証(無償) 設置完了日から15年間	
DC/DCコンバータ			
パワーコンディショナ			
昇圧ユニット			
接続箱			
架台(東芝純正架台)			
インテリジェントステーション(Type Hを含む) 計測ユニット(ただし液晶部分は1年間)			
特定負荷用分電盤			
インテリジェントステーション(Type Hを含む) カラー表示ユニット		機器1年保証(無償) 設置完了日から1年間	
カラー表示器のカラーモニター			
カラー表示ユニット			
計測ユニット			
無線通信ユニット			
太陽光発電HEMS連携システム		機器2年保証(無償) 設置完了日から2年間	
太陽光発電ハイブリッド蓄電システム「エネグーン ハイブリッドタイプ」 コントローラ			
蓄電システム「エネグーン スタンダードタイプ」コントローラ		機器10年保証(無償) 設置完了日から10年間	
蓄電池ユニット			
太陽光発電ハイブリッド蓄電システム「エネグーン ハイブリッドタイプ」 蓄電池本体			
太陽光発電ハイブリッド蓄電システム「エネグーン ハイブリッドタイプ」 DC/DCコンバータ			
太陽光発電ハイブリッド蓄電システム「エネグーン ハイブリッドタイプ」 計測・操作ユニット			
太陽光発電ハイブリッド蓄電システム「エネグーンハイブリッドタイプ」 自動電源切替機能付分電盤			
蓄電システム「エネグーン スタンダードタイプ」蓄電池本体			
蓄電システム「エネグーン スタンダードタイプ」蓄電システム用分電盤			

表1. 保証期間

東芝エネルギーシステムズ株式会社
グリッド・アグリゲーション事業部
エネルギーアグリゲーション開発・品質保証部
〒212-8585 神奈川県川崎市幸区堀川町 72 番地 34
お客様窓口 TEL:0120-402743(固定電話の場合)
お客様窓口 TEL:03-5352-7657(携帯電話・PHS・IP 電話の場合)

2019年4月1日改定